

資産の良質化に取り組んでいます。

Point 3 (金融再生法ベース)
不良債権比率

4.15%

【補足説明】

右表の数値は、今期に入ってから倒産、延滞の発生などを考慮して、仮決算時点の債務者区分を決定し、各区分ごとに債権額を算出しております。

【用語解説】

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、リスク管理債権の「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

平成21年9月末時点の当金庫の不良債権額は161億39百万円です。

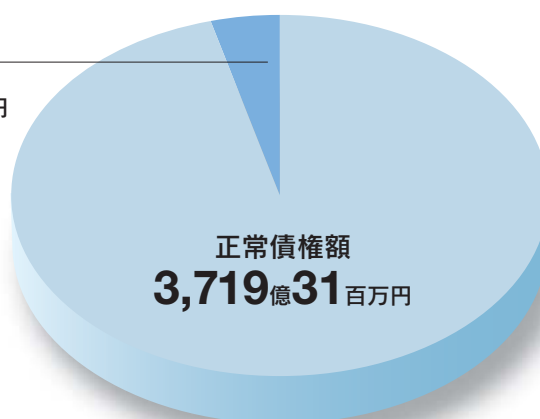
(単位:百万円)

	平成21年3月末	平成21年9月末			
	残高	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)÷A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,093	2,848	1,522	1,326	100.00%
危険債権	13,436	13,104	8,462	1,885	78.96%
要管理債権	402	185	116	13	69.67%
金融再生法に基づく開示債権の合計	16,931	16,139	10,100	3,225	82.56%

総与信額	387,532	388,070
------	---------	---------

不良債権比率

不良債権額
161億39百万円
不良債権比率
4.15%



不良債権への備え

不良債権のうち28億13百万円が未保全となっておりますが、自己資本を十分に確保しており、不良債権への備えは万全です。

